

パリ協定

背景

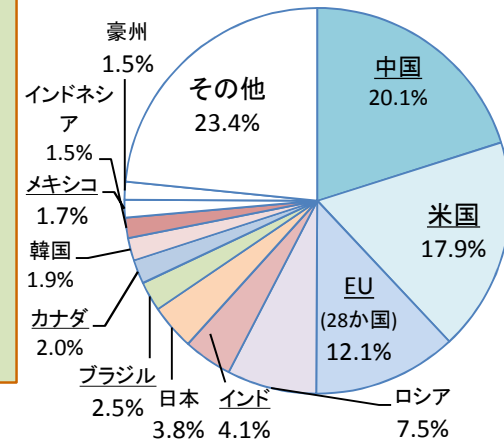
- 1992年 5月 気候変動枠組条約採択(大枠を規定)
- 1997年12月 京都議定書採択(先進国だけに排出削減目標を義務付け)
⇒ 米国の不参加, 途上国の排出増。全ての国が参加する公平で実効的な枠組み構築への要請の高まり。
- 2015年12月 **パリ協定採択**(2016年4月に署名式)

主な内容

- ◆ 世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑制することを規定するとともに、1.5°Cまでへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】。
- ◆ 主要排出国・途上国(米国, 中国, インド等)を含む全ての国が、①削減目標(注)を策定し国内措置を遂行, 5年ごとに同目標を提出し【第4条2及び9】, ②自国の取組状況を定期的に報告し, レビューを受け【第13条7及び11】, ③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う【第14条】。
(注)我が国は, 2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)を目標。

発効要件上の各国の排出量割合

出典: 第21回締約国会議報告書(2016年1月)
※下線が締結済の国



早期締結の必要性

- ◆ パリ協定の発効要件: ①55か国以上, ②総排出量55%以上。(10月23日時点で83か国及びEU, 約61.0%)
- ◆ 米, 中(9月3日), インド(10月2日)に続き, 10月5日にEU及び7加盟国が締結した結果, 発効要件が満たされ, パリ協定は11月4日に発効予定。これを踏まえ, 我が国として**一日も早くパリ協定を締結する必要あり**。 ※COP22は11月7~18日の日程で開催。
- ◆ **G7伊勢志摩首脳宣言**の中で議長国として掲げた**本年中の協定発効**との目標に向けた**措置をとる必要あり**。
- ◆ 今後の協定の**実施指針の策定交渉**において**我が国の意向をより反映させる**ために, 締約国として**参加する必要あり**。